受託研究等収益	△ 759,065		
受託事業等収益	△ 268,384		
寄附金収益	△ 580,714		
資産見返運営費交付金等戻入	△ 43,190		
資産見返寄附金戻入	△ 100,728		
財務収益	△ 7,310		
雑益	△ 235,727		
臨時利益	△ 781	△ 22,279,775	
業務費用合計			11,217,152
Ⅱ　損益外減価償却相当額			959,953
Ⅲ　損益外減損損失相当額			―
Ⅳ　損益外利息費用相当額			3,421
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			5,501
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			12,154
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			237,233
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	12,754		
政府出資等の機会費用	―		12,754
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト			12,448,170

注　記　事　項

（重要な会計方針）

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。ただし、退職一時金については費用進行基準を、「特別経費」及び「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。

なお、「国立大学法人高知大学業務達成基準取扱要領」に基づき学長の承認を得た事業については、業務達成基準を採用している。

また、当事業年度は中期目標期間の終了年度であり、期間中に交付された運営費交付金を精算する必要があるため、当該運営費交付金債務残高を精算のため収益化し、臨時利益として計上している。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法に基づく耐用年数を採用、受託研究収入等により購入した償却資産については当該受託研究等の期間を耐用年数としている。

主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	7～50年
構築物	10～60年
機械装置	5～7年
工具器具備品	1～20年
船舶	5～13年
車輌運搬具	4～7年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいている。

3．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で財源措置されない職員に対して、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

⑵　退職給付引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金で財源措置されない職員に対して、当期末における自己都合要支給額の100％を計上している。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

⑶　徴収不能引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

4．退職給付に係る会計処理

⑴　職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用している。当該制度では、給与と勤務時間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算している。

⑵　給付確定制度

①　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	102,554千円
退職給付費用	39,519千円
退職給付の支払額	17,785千円
期末における退職給付引当金	124,288千円

②　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	39,519千円

5．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法